

令和5年神奈川県議会第1回定例会 防災警察常任委員会

令和5年3月2日

谷口委員

公明党の谷口でございます。よろしく申し上げます。私からは2点、犯罪被害者等への支援についてと、Kアラートについて伺っていきたいと思います。

まず、犯罪被害者等への支援についてですが、今定例会の2月、先月21日の本会議で亀井団長から代表質問を行わせていただきました。その際、来年度が県の計画の改定ということでもありますので、見舞金制度の導入を含め、よりよい支援の在り方や支援の充実について検討するとの答弁がありました。

この点に関連して何点か伺っていきたいと思いますけれども、まず、県における支援の概要について伺いたいです。県では、午前中も質疑ありましたけれども、先駆的に条例を制定した平成21年度にかながわ犯罪被害者サポートステーションを開設して犯罪被害者等への支援を行っているということですが、その内容についてまず確認をさせていただきたいと思います。

犯罪被害者支援担当課長

まず、主な支援対象は、警察で事件として扱われている殺人や性犯罪の被害者、傷害罪のうち全治1か月以上の傷害を負うといった身体犯の被害者などです。

次に、支援メニューについてですが、弁護士による法律相談をはじめ、臨床心理士等によるカウンセリング、検察庁や裁判所等への付添い、被害直後の緊急避難場所としてホテル宿泊の支援などを行う一時的な住居の提供などの直接支援のほか、医療費など不測の経費について貸付けを行う生活資金の貸付けがあります。

谷口委員

今、幾つか支援のメニューを教えてくださいましたけれども、生活支援の貸付けについては、経済的な負担の軽減になるというのも基本理解しておりますけれども、どのような制度なのか確認をさせていただきます。

犯罪被害者支援担当課長

国では、殺人事件の御遺族や、故意の犯罪により療養の期間が1か月以上で、かつ入院3日以上を要するなどの重傷病を負われた方などを対象に犯罪被害者等給付金を支給しています。県の貸付制度は国の給付金制度より幅広い被害者を対象として運用しており、国の給付金制度の対象者については100万円を上限とし、国制度の対象に至らなくても、傷病を負った場合30万円を上限としています。対象となる費用は、医療費、葬儀費用、引っ越し費用、休業に伴う生活費の不足を補う経費などで無利子、無担保です。

県の貸付金導入に当たっては、条例制定前の平成20年5月に有識者懇談会から頂いた提言の中に、国の給付金制度は支給まで長期間を要する場合が多く、迅速な手続で対応可能な貸付制度があれば、当座の生活資金に困窮する被害者等のニーズに即した支援になり得るものと考えられると盛り込まれたことから、県で検討の上、実現したものです。

谷口委員

分かりました。ちょっと1点だけ確認させてもらいます。これ返済期間というのは、何か取決めというルールがあるんですか。

犯罪被害者支援担当課長

国の給付金を受けている場合は、30日以内に全額一括払いでお返ししていただくというような形になっております。また、給付金の対象外の方は、貸付けを受けた日の属する翌月から1年間の据置期間を置いて、その後返済ということになっております。

谷口委員

分かりました。では、一つは国の給付金が出るまでのある意味つなぎということと、あと、国の給付金がない場合は1年後から分割で返していくと。何か分割も何年以内とか、そういうのはあるんですか。分かればで結構ですけども。

犯罪被害者支援担当課長

1年の据置期間を経た後、3年以内に月賦または半年賦のいずれかの方法により全額を償還することと規定しております。

谷口委員

分かりました。じゃ、これまでの貸付状況についても確認させてください。

犯罪被害者支援担当課長

制度創設の平成21年度から今年度2月末までの状況ですが、件数は8件、金額は合わせて約380万円となっております。また、返済期限が到達したものについては全て返済していただいております。貸付件数自体は多くはありませんが、犯罪被害者それぞれの状況に応じて、この貸付制度や、またはほかの制度、例えば市町村の保健福祉施策の利用を案内するなどの対応を行っており、経済的負担の軽減策の一つとして役割を果たしていると認識しております。

谷口委員

分かりました。それで、代表質問でも、今、県は貸付金ですけども、見舞金とセットでできれば両立で、両方ということのを要望させていただけたわけがありますけども、県は、この貸付金とか見舞金の導入状況って、把握している範囲で結構ですので、どういうふうになっているのか教えていただけますか。

犯罪被害者支援担当課長

まず、貸付金につきましては、本県のほか山形県、和歌山県で導入しております。

続いて、見舞金につきましては、千葉県、東京都、愛知県など13都県で導入しておりますが、見舞金の対象、また金額は各自治体により様々です。例えば死亡時の見舞金について、30万円とする県もあれば、60万円としている県もあります。

このほか、県が被害者等に直接支給する形ではなく、市町村への補助制度を設けている県もございます。

谷口委員

分かりました。それぞれ、ばらばらというか、それぞれ独自の取組をされているということなんですけれども、この見舞金制度について、国から各都道府県に対して何らかの方針は示されているんでしょうか。

犯罪被害者支援担当課長

警察庁の第4次犯罪被害者等基本計画には、警察庁において、地方公共団体に対し、見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度を要請すると明記されており、見舞金制度の導入に限定したものではありません。この計画に基づき、昨年6月、警察庁が都道府県、政令市に対しオンラインで開催した犯罪被害等施策主管課長会議では、見舞金や貸付金制度の導入状況の情報提供がございました。

谷口委員

分かりました。それぞれの自治体に、ある意味任せちゃっているというのが実情ということがよく分かりました。

それでは、少し観点を変えて市町村との連携について伺いたいんですけども、県内の33の市町村のうち、犯罪被害者等の支援を目的とした条例の制定は6市町にとどまっていると。支援体制に差が生じている中で、県ではこの条例を制定することの効果についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

犯罪被害者支援担当課長

条例は、県であっても、市町村であっても、それぞれの自治権に基づいて自主的、主体的に制定されるものでございますが、条例があると、それを根拠として庁内の推進体制を整備し、総合的、計画的な施策の推進が図られ、また連携、協働した取組が促進されるものと考えています。また、条例の制定により、犯罪被害者等支援に関する自治体としての積極的な取組姿勢を示すことができ、市民等の理解を深められるほか、被害者等の精神的な支えやよりどころになるものと認識しています。

谷口委員

よく分かりました。では、代表質問での答弁では、県では、県警察と共に市町村を個別に訪問して、この条例の制定とか、それから支援施策の充実を働きかけていくというふうに答弁あったわけですけども、いつ頃から実施するのか、そのスケジュールについて伺いたいと思います。

犯罪被害者支援担当課長

市町村への訪問につきましては、先月21日にオンラインで開催しました市町村主管課長会議で情報提供したところであり、具体的な訪問日程は県警や市町村との調整になりますが、今月中に着手する予定でございます。

犯罪被害者等への支援については、市町村が果たすべき役割も大きいことから、それぞれの市町村の実情や県に対する要望などについて意見交換を行いながら、市町村による支援の充実、今後、改定作業に入る県計画への反映などにつなげていければと考えております。

谷口委員

分かりました。ここまでちょっとこの質疑をさせていただきましたけれども、午前中の質疑でもありましたけれども、本来はこれ、国がきちっと全国一律の制度でやっていただくのが本来の姿だと思います。その上で、それまでの間、まずは本県としても要望させていただいていますけれども、この貸付金と、それから返済の必要のない見舞金制度の両立ということもぜひ前向きに検討し

ていただいて、ぜひこの計画改定に合わせて取組をいただきたいというふうに思います。また、市町村ともしっかりと連携をしながら、条例の制定も含めてしっかりと後押しをしていただくよう要望させていただきたいと思います。

2点目のKアラートについてですけれども、1月30日に厚木でかながわ消防の訓練が行われて、私も視察をさせていただき、それぞれ取組が、ドローンや、また救助犬や、そしてまた様々な場面での訓練を拝見させていただきました。そしてまた後方部隊のほうの食事や休憩場所の設置や、そうした取組も見させていただきました。その際に、訓練の当日はKアラートを用いて情報の受伝達訓練も行われたということですので、それについてちょっと何点か確認させていただきたいと思います。

このKアラート、LINE WORKSを使っているということなんですが、まず、ちょっとその仕組みを御説明いただけますでしょうか。

消防保安課長

Kアラートは、企業向けのチャットアプリLINE WORKSを使用した情報受伝達の仕組みでございます。このアプリにはグループメールや既読管理といった機能がございます。大規模災害が発生し、被災地の消防本部だけで対応することが困難な場合で、県内消防の広域応援体制、かながわ消防の体制を取る可能性が生じた際などに、県及び各消防本部に配備したタブレット端末でLINE WORKSを使って被害状況の共有や応援部隊の出動に係る調整等を一齐に実施することができ、これにより迅速な初動対応につなげるためのものがございます。

谷口委員

分かりました。どういう経緯でそれが導入されたのか確認させてください。

消防保安課長

災害が発生した場合、その規模が大きければ大きいほど被災地の消防本部は対応に追われ、被害状況の県への連絡や県への応援要請といったものができなかつたり、遅れてしまうという状況が想定されます。その場合、県は早期にかながわ消防の体制を取ることや、県内消防本部との情報共有を行うことができず、初動対応に遅れが生じてしまうことが懸念されます。そのため、かながわ消防を立ち上げるべき事案が発生したことにまず気づき、素早く県内消防本部と情報共有を図るためにこのKアラートを導入することといたしました。

谷口委員

分かりました。ちょっと確認なんですけれども、LINE WORKS、ビジネス用なので我々あんまり使う機会ないんですが、イメージとしてはグループLINEのようなイメージで、入っている消防本部の皆さんには、その対応のやり取りとか情報のやり取りを、ぱっと一目瞭然、時系列に分かるというふうに理解していいんですか。

消防保安課長

おっしゃるとおりでございます。通常のLINE、いわゆるSNSのアプリケーションLINEと、機能といいますか操作感といったものは全く同じという理解でよろしいかと思います。そういった一齐送信といいますか、同時での状況把握ですとか、あるいは画像等の送信、共有、そういったことも可能な

アプリケーションとなっています。

谷口委員

分かりました。それで、実際、今回のかながわ消防の訓練でどういうふうな訓練をしたのかということと、あわせて、これまで実際に起こった災害の中でKアラートを使用した実績があるのかどうか、この2点併せて伺いたいと思います。

消防保安課長

この情報受伝達訓練でございますけれども、今回、大規模災害が発生し、県内の消防広域応援が必要となった際に、県と消防本部間での円滑な連絡調整を図ることを目的に実施したものでございます。訓練では、三浦半島沖を震源とする地震が発生し、横須賀市内で甚大な被害が発生したという想定の下、災害発生直後から被災地へ応援に向かう部隊を出動させるまでの一連の連絡調整をこのKアラートにより実施いたしました。

それから、次に、実際に実災害でKアラートを使用した実績ということでございますが、令和元年度以降、かながわ消防の設置にまでは至らなかったものの、令和元年10月の台風19号による災害時や、令和2年2月、逗子市の土砂災害発生時などに、Kアラートにより県と各消防本部間で情報共有を図りました。特に令和元年の台風19号の際には、相模原市牧野で発生した土砂災害、この際に被災地である相模原市消防局が動画や画像を活用し、素早く現場の状況を発信したほか、長期間に及ぶ行方不明者の捜索活動においても、応援に向かう消防本部の集結時間や集結場所、必要な資機材、活動状況等について、連日、連絡調整手段の一つとして活用いたしました。

谷口委員

ありがとうございます。実際に台風19号や逗子の土砂崩れのときに使われたということなんですが、そうした実際に使ったこと、また訓練で使った、こういうのを経験してどういう効果があるのか。一方、そういう中で見えてきた課題というのがどういうのがあるのか、ちょっとこの2点お伺いします。

消防保安課長

このKアラートの導入により、県と消防本部間で被害状況や部隊の運用状況、こういったものを瞬時に共有でき、迅速に情報共有を図ることができるようになったほか、動画や画像を利用して現地の状況を詳細に把握することができるようになりました。被災地の消防本部からの情報発信により、災害の初期の段階から県と全ての消防本部で同時に情報共有を図れるようになったことが、このKアラート導入により得られた大きな効果であると考えています。

それから、逆に、これまでの使用等を通じて見えてきたKアラートの課題ということでございますが、運用上の課題といたしまして、メッセージを閲覧した際に、全部で消防本部は23現在ありますし、それ以外にも一つの消防本部で複数台タブレット端末を持っていたりしますので、情報を確認した都度、その確認をしたというような旨のメッセージを返信するというようなことをした場合に、20件とかの返信、確認しましたという情報がタブレット、LINE上に表示されるということで、逆に被害状況などの本当に必要な情報といったものが埋没してしまっていて、必要な情報の確認に時間を要するというようなことが明

らかになりました。こうしたKアラートでの情報のやり取りに一定のルールを設けるなど工夫を図りながら、このKアラート本来の目的である迅速な情報共有、これをしっかり図れるよう運用を図っていくことが必要だと考えております。

谷口委員

今、課題の件もお伺いしましたけれども、確かにあまり返信が多いと、ずっと上に、手前に来なきゃいけないので、そしたら恐らく、何かLINEさんとのやり取りとかいろんなことで改善できるのかなというふうにも思いますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後に、通信手段として、またタブレットはキャリアの回線を使っているということなので、最近でも大手キャリアが、もう全然通信障害で使えなくなってしまうというケースもここ数年の間に何度かありましたので、そうした場合に、仮に大規模な地震が発生すると基地局が倒れて、結局携帯とかそのキャリアの回線が使えなくなるケース、ままありますので、そうしたときの対応策というのはどういうふうになっているのか、ちょっと最後に確認させてください。

消防保安課長

Kアラートでは、運用に当たりましてKDDI、auの通信回線を利用しております。今年度、令和4年7月にKDDIの通信網に大規模な通信障害が発生した際には、その影響を受けた可能性もございますが、幸いにもその障害が発生している間、県内で大きな火災、事故、そういったものが発生しておらず、Kアラートを使用する事象がなかったため、運用面では特段支障がなかったというふうに認識しております。

かながわ消防では、もともと神奈川県内消防広域応援実施計画で、情報連絡は原則Kアラートにより行うこととされておりますが、これが活用できない場合は有線電話や防災行政通信網など他の手段を使用して情報連絡を行うということが規定されております。通信障害でKアラートが利用できない場合には、他の利用できる代替通信手段を使用して対応するということになってございます。

なお、今回、令和4年7月のKDDIの通信網の障害時につきましても、防災行政通信網などにより対応できる体制も整えていたところでございます。

谷口委員

分かりました。いずれにしても、このauの大規模障害を受けて、こういう困窮が起こったときにほかのキャリアもローミングするんですかね、何か使えるということを今検討している、その状況はちょっと細部まで分かんないですけども、確認してないので。いずれにしても、できるだけ、様々な通信障害が起こったときも、やっぱりこのKアラートは非常に有効な手段だと思うので、しっかりとバックアップというか、使える状況を整えておいていただきたいということを要望させていただいて、私の質問を終わります。